

## 平成 30 年度いわき市障がい者（児）福祉 施設等整備方針の方向性等について

## 平成 29 年度いわき市障がい児（者）福祉施設等補助対象事業等の募集結果について

### 1 概要

「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」を活用し、社会福祉法人等が行う必要性・緊急性の高い障害福祉サービス事業所等の整備計画について、「いわき市障がい児（者）福祉施設等整備方針」を策定し、平成 28 年度から当該方針に基づき公募を行ったところである。

いわき市社会福祉施設等整備費補助金は、「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」を活用し、「いわき市社会福祉施設整備費等補助金交付要綱（以下「要綱」という。）」に規定する社会福祉法人等が行う障害福祉サービス事業所等の整備に要する費用に対して補助金を交付するもの。

#### (1) 対象施設等

社会福祉施設（要綱別表第 1 に掲げるもの）

#### (2) 募集期間

平成 28 年 4 月 13 日（水）から平成 28 年 6 月 3 日（金）まで

#### (3) 応募件数

2 法人 2 計画（うち社会福祉法人 1、特定非営利活動法人 1）

NO	事業計画	法人種別	地区
1	○共同生活援助（定員 5 名） ○共同生活援助（定員 5 名） ・スプリンクラー設置	社会福祉法人	平 小川
2	○多機能型 ・生活介護（定員 10 名） ・自立訓練（生活訓練）（定員 10 名） ・就労移行支援（定員 10 名） ・相談支援事業（定員一）	特定非営利活動法人	好間

## 2 公募による選考過程

### (1) 法人への整備計画ヒアリング

選定委員会で（障がい福祉課）により実施

ア 日 時 平成 28 年 7 月 15 日（金）・7 月 21 日（木） 13 時 30 分から  
イ 場 所 いわき市役所 介護認定審査会室

### (2) 社会福祉施設整備選定委員会における選考

ア 日 時 平成 28 年 8 月 9 日（火） 9 時 00 分から  
イ 場 所 いわき市役所議会棟 第 6 委員会室

### (3) 選定結果

順位	事業計画	法人種別	結果
1	○共同生活援助（定員 5 名） ○共同生活援助（定員 5 名） ・スプリンクラー設置	社会福祉法人	選定
2	○多機能型 ・生活介護（定員 10 名） ・自立訓練（生活訓練）（定員 10 名） ・就労移行支援（定員 10 名） ・相談支援事業（定員－）	特定非営利活動法人	

### (4) 選定結果及び国庫補助協議について

委員会における選定の結果、上位の 1 計画について、平成 29 年度国庫補助協議として採択することに決定した。

## 3 国庫補助協議のスケジュールについて

- 厚生労働省本省から地方自治体に対する事前の協議額調査 3 月下旬
- 地方厚生（支）局における都道府県、市ヒアリング 4 月中
- 国庫補助協議書の地方厚生（支）局への提出 4 月下旬

## 【昨年度方針】

### 平成29年度いわき市障がい児（者）福祉施設等整備方針

#### 1 趣旨・目的

この方針は、いわき市社会福祉施設整備費等補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、平成29年度において、社会福祉法人等が本市の障がい児（者）福祉施設等の整備事業を行う場合における補助の対象となる施設等の選定に資するため、策定するものとする。

#### 2 対象施設等

この方針において整備の対象となる障がい児（者）施設等及び整備の内容については、それぞれ要綱別表第1及び別表第2に規定するものとする。

#### 3 基本的な考え方

整備の対象となる施設等の選定に当たっては、この方針に即した事業計画であって、いわき市障がい者計画及びいわき市障害福祉計画の推進に資する施設等の整備事業計画を選定するものとする。

#### 4 具体的な考え方

施設等の選定に当たっては、利用者の新たな利用の促進に資する事業であること並びに当該事業の必要性、緊急性及び計画の確実性を勘案して選定するものとする。この場合において、当該整備計画が次のいずれかに該当するときは、当該計画を優先して選定することができるものとする。なお、法人が作成する施設整備計画にあっては、将来的な見通しが明確に示されているものでなければならない。

- (1) 在宅の重度の医療的ケアを必要とする障がい者を対象とした生活介護事業又は短期入所事業並びに重度の障がいを対象とした共同生活援助事業を行う整備であって、重度の障がいを有する利用者ニーズに則した居室、浴室、機械浴設備の設置等の整備を積極的に行うもの。
- (2) 市内における障害福祉サービス事業所の数、位置等の状況から、恒常にサービス提供量が不足している地域での整備を行うもの。
- (3) 障がい特性に配慮した本市のモデルとなるような施設等の整備を行うもの。

#### 5 留意事項

- (1) 障害者支援施設の整備に関しては、国の方針において、平成29年度までに施設入所者の12%以上が地域に移行するとともに、福祉施設入所者を平成25年度末時点から4%以上削減することが示されているため、新たな障害者支援施設の整備は行わないこととする。
- (2) 障がい児入所施設、児童発達支援センターについては、県が窓口となる。

## 【昨年度方針】

### 平成29年度いわき市障がい児（者）福祉施設等補助対象事業等の募集要項

平成29年度に次の項目に該当する障がい児（者）施設の整備を予定されている法人は、下記のとおり計画書を提出してください。

#### 1 対象事業

- ・ 規定・方針について

いわき市社会福祉施設整備費等補助金交付要綱、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱等の規定により市の補助の対象となる事業であり、本市整備方針に優先する事業となります。

※ 本補助金はいわき市が「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」等を活用し、必要性・緊急性の高い障害福祉サービス事業所等の整備に対する支援を行うものです。

対象となることができる法人、整備内容及び補助上限額は、サービス種別により異なるため、いわき市社会福祉施設整備費等補助金交付要綱、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱等を確認ください。要綱が対象とする事業計画のみが今年度募集を行う事業計画になります。

なお、児童発達支援センターについては、県の補助対象事業となります。障害児通所支援は市の補助対象となります。

#### 2 提出書類

- ・ 平成29年度社会福祉施設整備計画書ほか指定する書類一式

#### 3 提出期限 平成28年6月3日（金）

※ 提出期限において書類に不備がある場合、計画書を受理しないことがあります。

※ 計画書の内容を提出後に変更することは認められません。十分な検討のもとで立案してください。

#### 4 事前相談

(1) 計画書の提出を予定する法人は、必ず障がい福祉課に連絡のうえ、事前相談を行ってください。事前相談には法人代表者、施設長予定者又は法人の職員であって、計画内容を熟知している方がお越し下さい。設計会社やコンサルティング会社からの事前相談（電話による確認、問合せ、事前相談時の同席を含む。）は受け付けません。

※ 事前相談では、提出資料に対する説明のほか、法人の整備事業に対する考え方、運営方針、利用者の見込み、補助金が交付されなかった場合の対応等についてお伺いします。

(2) 事前相談に当たっては、必ずあらかじめ障がい福祉課へ連絡し相談日時を予約して

## 【昨年度方針】

ください。

- (3) 事前相談の過程において、障がい福祉課からの必要な指導に従っていただけない場合には、事前相談を打ち切り、計画書を受理しません。

### 5 その他留意事項

- (1) 平成29年度に整備を行うもので、原則平成29年度内に事業完了予定のものが対象となります。既に整備に着手している事業については対象となりません。
- (2) 土地の取得、造成、備品、外構等に係る経費については補助対象外です。
- (3) 計画書提出時点で、建物を建設できるか否かが不確実な計画は、協議の対象としません。
- (4) 土砂災害(特別)警戒区域等、施設整備を行うことが適当でない立地条件である場合には変更の検討を行っていただく場合があります。また、日照、通風等の生活環境が良好であり、家族等の訪問、在宅福祉サービスの利便等の観点から交通の便も良好であることが必要となります。
- (5) 施設がその地域において孤立することのないよう、当該地域住民等との連携が図られ、かつ医療機関等の協力体制が良好であることが必要となります。
- (6) 採択は社会福祉施設等選定審査委員会を開催し、必要性の高い事業所として承認された事業所です。サービス供給見込量、当該事業の必要性・緊急性等を勘案して採択を行います。
- (7) 設計費用などの施設整備計画に係る諸経費については、すべて法人の負担となり、採択されない場合にも、その諸経費に関する補助等はありません。
- (8) 社会福祉施設等選定審査委員会において、「整備することが適当」と認められた案件であっても、状況により採択できないことがあります。あらかじめご了承ください。  
※ 提出された計画が国庫補助金の交付対象とならない場合、市補助金は交付されません。
- (9) 事業着手は国の補助金交付決定(例年整備を実施する年度の7月頃)を受けて市が交付決定を行った後となります。整備に要する期間を考慮すると、実質的なサービス提供開始は平成30年度からとなりますので、事業計画策定に当たって御留意ください。
- (10) 補助事業により整備した施設については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき処分制限等がかかります。
- (11) 書類提出後、ヒアリングを実施します。日程等は別途お知らせします。書類提出後、必要な指導に従っていただけない場合には、協議を終了しますのでご留意ください。

### 6 提出先

〒970-8026 福島県いわき市平字梅本21番地  
いわき市保健福祉部障がい福祉課（いわき市役所本庁2階）  
電話番号：0246-22-7485 FAX：0246-22-3183 担当：支援係

## 【昨年度方針】

(別紙1)

平成29年度社会福祉施設整備費国庫補助事業計画に係る提出書類について

標記施設整備計画に関して提出いただく書類は次のとおりです。なお、これらは基本的な書類であり、計画書提出後のヒアリング等によりさらに詳細な添付書類等の提出をお願いする場合がありますので、予めご了承下さい。

提出書類一覧表

No.	書類名	備考
1	<u>施設整備計画書</u>	
2	<u>施設建設趣意書（任意様式）</u>	<u>施設建設を計画した趣旨やこれまでの経過等を記載することとなります。</u>
3	<u>事業計画書（様式1-1～1-4）</u>	<u>※ 法人の基本理念、方針書を参考添付することとなります。</u>
4	<u>位置図</u>	
5	<u>土地測量図又は公図</u>	
6	<u>土地登記簿謄本（登記事項証明書）</u>	
7	<u>施設配置図</u>	
8	<u>施設平面図</u>	
9	<u>事業費内訳</u>	<u>施工予定業者からの見積等となります。</u>
10	<u>平成26年度決算書</u>	
11	<u>平成27年度予算書</u>	
12	<u>償還計画書等関連書（任意様式）</u>	<u>施工費について借入する場合となります。</u>
13	<u>寄附計画書等関連書（任意様式）</u>	<u>当該施設整備において寄附を受ける場合となります。</u>
14	<u>資金収支予算内訳書</u>	
15	<u>施設の開設初年度運営費の試算（任意様式）</u>	
16	<u>初年度運転資金の確保状況（任意様式）</u>	
17	<u>事業の必要性について（任意様式）</u>	<u>ニーズ調査（利用者の見込者数）、定員設定の根拠等の資料となります。</u>

(注)

- 1 任意様式については、適宜作成してください。
- 2 国庫補助の基準単価は「平成28年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱算定基準単価」により積算して下さい。  
※ 消費税は8%で計算してください。

## 【昨年度方針】

- 3 修繕の場合は修繕箇所の写真及び撮影位置図を添付して下さい。  
(新設の場合は予定地の写真)
- 4 整備に関する法人内の意思決定の状況がわかる書類（理事会議事録等）
- 5 新設の場合利用見込みの状況については具体的に利用予定者名簿などの添付をお願いします。
- 6 このほか計画において記入すべき事項については別に資料を作成してください。
- 7 老朽化による耐震整備を計画される場合は、耐震診断結果等がわかる資料を添付してください。

# ○いわき市社会福祉施設整備費等補助金交付要綱

昭和59年6月30日制定

## 改正

平成25年7月16日

平成26年3月18日

# いわき市社会福祉施設整備費等補助金交付要綱

## (趣旨)

**第1条** この要綱は、社会福祉法人等が行う社会福祉施設の整備に要する費用に係る補助金の交付に関するものほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

**第2条** この要綱において「社会福祉施設」とは、別表第1に掲げる施設等をいう。

2 この要綱において「補助事業」とは、補助金交付の対象となる社会福祉施設の建設事業（増改築等を含む。以下同じ。）をいう。

## (補助対象者)

**第3条** この要綱において補助の対象となる者は、社会福祉法人、医療法人、公益社団法人、公益財團法人、一般社団法人、一般財團法人、特定非営利活動法人その他市長が特に認める法人とする。

## (補助対象経費等)

**第4条** 補助対象経費、補助区分及び補助限度額は、別表第2のとおりとする。

## (事前協議)

**第5条** この要綱の規定に基づき補助を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、施設整備計画書（別記様式）により補助事業の実施年度の前々年度末日までに、あらかじめ市長と協議しなければならない。ただし、市が行う公募により選定された補助事業者にあつては、この限りでない。

## (申請)

**第6条** 規則第4条第1項に規定する期日は、補助事業を行おうとする日前30日とする。

2 規則第4条第1項第4号に規定する書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 敷地の実測図及び敷地が確定している旨を証する書類
- (2) 施設配置図、施設平面図及び立面図
- (3) 設計見積書（工種別内訳及び同明細書を含む。）

(事業計画の軽微な変更)

**第7条** 規則第7条第1項に規定する軽微な変更は、事業計画を実質的に変更しない細部の変更又は事業計画の目的達成のため、変更することによってより効果的になる変更とする。

(処分の制限を受ける期間)

**第8条** 規則第17条ただし書の市長が定める期間は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の4月1日から、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1に定める耐用年数が経過した日までとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、昭和59年7月1日から実施し、昭和59年度分以後の補助金から適用する。
- 2 いわき市民間社会福祉施設整備費等補助要綱（昭和53年9月1日制定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 この要綱の実施の際、現に旧要綱の規定に基づき、補助を受けて設置された施設に係る補助金の交付決定の取消し、補助金等の返還又は財産の処分の制限については、旧要綱第4条の規定は、なその効力を有する。

#### 附 則（平成6年4月1日）

この要綱は、平成6年4月1日から実施する。

#### 附 則（平成8年8月1日）

この要綱は、平成8年8月1日から実施し、平成8年度分の補助金から適用する。

#### 附 則（平成11年4月1日）

この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

#### 附 則（平成13年3月1日）

この要綱は、平成13年3月1日から実施する。

#### 附 則（平成14年7月1日）

この要綱は、平成14年7月1日から実施する。

#### 附 則（平成16年4月1日）

この要綱は、平成16年4月1日から実施し、平成15年度分の補助金から適用する。

#### 附 則（平成25年7月16日）

この要綱は、平成25年7月16日から実施し、改正後のいわき市社会福祉施設整備費等補助金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

#### 附 則（平成26年3月18日）

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

別表第1（第2条関係）

区分	施設等の種別
生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく施設等	救護施設 授産施設
児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく施設等	児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく施設等	補装具製作施設 盲導犬訓練施設 点字図書館 聴覚障害者情報提供施設
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく施設等	障害者支援施設 居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 療養介護事業所 生活介護事業所 短期入所事業所 共同生活援助事業所 自立訓練事業所 就労移行支援事業所 就労継続支援事業所 相談支援事業所 福祉ホーム

別表第2（第4条関係）

事業区分	補助対象経費	補助区分	補助限度額
施設（附属施設を除く。）の新築、増築、改築又は大規模修繕等	(1) 主体工事費（暖冷房設備、浄化槽設備、昇降機設備、特殊浴槽設備、ソーラーシステム設備及び工事を含む。） (2) 附帯工事費 (3) 設計監理費及び初度調弁費	社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（平成24年厚生労働省発社援0517第13号事務次官通知。以下「国スプリンクラー設備庫補助金交付要綱」という。）に基づく国庫補助（以下「国庫補助」という。）の交付対象となる事業	次の(1)及び(2)を合算した額 (1) 国庫補助金交付要綱に基づき算出された国庫補助基本額（国庫補助の対象とならない事業にあつては、交付対象となつたものと仮定して算定した額。 以下「国庫補助基本額」という。） (2) 国庫補助基本額に15分の4を乗じて得た額
		公益財団法人 JKA、公益財団法人中央競馬会、社会福祉財団、公益財団法人日本財團等の民間団体の補助（以下「民間補助」という。）の交付対象となる事業	次の(1)及び(2)を合算した額に5分の4を乗じて得た額 (1) 国庫補助基本額から民間補助にかかる補助金の額を控除した額 (2) 国庫補助基本額に3分の1を乗じて得た額
		国庫補助及び民間補助の交付対象となるない事業で市長が特に補助の必要があると認めるもの	次の(1)及び(2)を合算した額 (1) 国庫補助基本額 (2) 国庫補助基本額に15分の1を乗じて得た額
		主体工事の翌年度に附帯工事を実施する場合で市長が特に補助の必要があると認めるもの	附帯工事対象経費の実支出額に5分の4を乗じて得た額
附属施設（作業	(1) 主体工事費	国庫補助の交付対象と	次の(1)及び(2)を合算した額

所、体育館、職員宿舎等をい う。)の新築、増築又は改築	(2) 附帯工事費	なる事業	(1) 国庫補助基本額 (2) 国庫補助基本額に15分の4 を乗じて得た額
	(3) 設計監理費	民間補助の交付対象と なる事業	次の(1)及び(2)を合算した額に 5分の4を乗じて得た額 (1) 国庫補助基本額から民間補 助を控除した額 (2) 国庫補助基本額に3分の1 を乗じて得た額
		国庫補助及び民間補助 の交付対象とならない 事業で市長が特に補助 の必要があると認める もの	次の(1)及び(2)を合算した額 (1) 国庫補助基本額 (2) 国庫補助基本額に15分の1 を乗じて得た額

備考 「附帯工事費」とは、門扉、フェンス、側溝、構内舗装、屋外遊具、車庫、物置、倉庫、焼却炉その他市長が必要と認める附帯工事に要する経費とし、各工事の規模については、施設の管理運営に最小限必要なものとする。

別記様式（第5条関係）